別記７（輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援）

第１　事業実施主体等

　１　事業実施主体

　　　農林漁業者の組織する団体（農地法(昭和27年法律第229号)第２条第３項に規定する農業生産法人（直近３カ年平均の輸出額の実績が100万円以上の法人に限る。）については、第２の２に限る。）、食品事業者等の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、その他機構会長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

　２　特認団体の要件等

　（１）特認団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

①　主たる事務所の定めがあること。

②　代表者の定めがあること。

③　定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

④　各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

　（２）特認団体の申請をする団体は、第６の１の応募時に特認団体承認申請書（別紙様　　　式第１号）を機構に提出して、その承認を受けるものとする。

第２　事業の内容

　　　次の１から３までのいずれか又は複数の取組を実施する。

　１　ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援

　　　特定の品目について、国内の主な輸出産地、食品事業者等を相当程度取りまとめる団体を対象に、当該特定品目のジャパン・ブランド確立に向けた取組について、（１）から（９）までの事業メニューの中から選択して行う輸出に係る取組を支援する。

　２　農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援

　　　農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者等の組織する団体を対象に、農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組について（２）から（９）までの事業メニューの中から選択して行う輸出に係る取組を支援する。

　[事業メニュー]

　（１）「ジャパン・ブランド」の確立・ＰＲ

①から④までの一部又は全てを実施する。

①　ジャパン・ブランド調整活動

ジャパン・ブランドの確立や産地間調整等を図るための連絡・検討会その他各種調整活動を行う。

②　海外市場におけるマーケティング活動

海外プロモーターへの委嘱や海外活動員の配置など海外市場における現地体制を整備し、マーケット調査の実施やその分析、販売戦略の策定や継続的プロモーションの実施など現地における各種マーケティング活動を行う。

③　ジャパン・ブランドＰＲ

海外において、雑誌、車体広告、ＴＶ等各種広報媒体の活用、産品のパンフレットの作成・配布、広告看板の設置などによるジャパン・ブランドのＰＲを行う。

④　セミナー事業

海外において、消費者や流通事業者等を対象に我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施する。

　（２）輸出担当者育成

　　　　事業実施主体やその構成員の職員を対象に輸出先駆者、各種証明書取得の指導者　　　等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態　　　把握等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育　　　成を行う。

　（３）海外市場開拓調査

①又は②のいずれか又は双方を実施する。

①　海外市場調査

海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合産品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。

②　市場開拓戦略・ブランド確立

輸出に係る市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催、ブランドマークの策定等を行う。

　（４）産地ＰＲ・国内商談会

　　　　国内の輸出産品の生産地や加工地に輸出先国からバイヤー等を招へいし、産品の　　　紹介、生産方法のＰＲ、商談会の開催等を一体的に行う。

　（５）海外試験輸送

　　　　輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や輸送コスト・時間の削減を図るため、　　　試験輸送・実証を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。

　（６）輸出環境整備

　　　　GLOBALG.A.P.や輸出国の有機認証など輸出先国の各種基準への対応の検討・取得　　　への取組、輸出先国の検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出　　　組織体制の確立を行う。

　（７）海外販売促進活動

　　　　海外において、国際見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、　　　商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。

　　　　また、必要に応じて輸出先国のバイヤー等が求める放射能検査を行う。

　（８）輸出向け加工食品の試作・検証

　　　　海外市場のニーズに合わせた新しい輸出向けの加工食品の試作及び海外における　　　試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな　　　産品の開発の検討を行う。

　（９）輸出プロモーターの活用

　　　　事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモータ　　　ー（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）の活用を行う。

なお、輸出プロモーターは事業実施主体が行う当該事業を強力に推進するととも　　　に、事業実施主体と協力して当該事業に取り組むこととする。

　３　品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援

　　　今後、戦略的に輸出拡大を図っていくことが必要な品目（米、畜産物、野菜、果実、酒類、緑茶、林産物、水産物、花き、加工食品）について、当該品目に係る国内の主な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体が、その専門的な知識を有する者を効果的に活用しつつ、通年又は長期安定供給体制の整備を図る次の（１）から（４）までの取組を支援する。

　（１）輸出戦略検討会の開催

　　　　当該品目に係る輸出振興体制の整備を図るとともに輸出戦略を策定するため、生　　　産者や関係事業者の代表、学識経験者等により検討会を開催する。

　（２）国内現地検討会の開催

　　　　輸出振興体制の整備や輸出戦略の策定に当たって、関係者の輸出振興への意識の　　　醸成や輸出戦略へ現地の意見等を反映させるため、国内の各地域において生産者や　　　関係事業者等を参集した検討会を開催する。

　（３）海外市場等の調査

　　　　輸出戦略の策定に資するため、海外において市場の流通状況、消費者の嗜好動向、　　　競合品の販売状況、輸入慣行、知的財産権利取得制度等の調査を行う。

　（４）国内現地説明会の開催

　　　　生産者や関係事業者等に対し、策定された輸出戦略に関する説明会を開催する。

第３　助成対象経費

　　　本事業で助成の対象とする経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

　１　第２の１及び２

　 旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借　　料、通信運搬費等

　２　第２の３

　　　旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借　　料、通信運搬費、人件費等

第４　成果目標

事業実施主体が設定する成果目標の基準は次のとおりとする。

　　　2020年（平成32年）に農林水産物・食品の輸出額を１兆円水準に拡大する政策目標に資すること。

第５　採択基準

　１　本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

　　（１）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

　（２）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。　（３）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であるこ

と。

　　（４）第２の１の取組を行う事業実施主体にあっては、ジャパン・ブランドの確立に向けた取組を実施する適格性を有する団体であること。

　　（５）第２の３の取組を行う事業実施主体にあっては、品目別輸出振興体制の整備を図る取組を実施する適格性を有する団体であること。

　２　事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業　　を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

　　　なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第６　公募手続及び事業実施計画の承認手続

　１　公募手続及び事業実施計画の承認手続

（１）応募団体等は、公募の実施期間中、機構会長に応募申請を行うものとする。

（２）機構会長は、応募団体から提出のあった申請書類を確認し、応募要件等を満たしている場合に限り、申請書類を業務規程第５に基づく審査委員会において審査を行い、事業実施候補者を選定し、通知するものとする。

（３）事業実施候補者となった者は、助成金交付申請書（業務規程別記様式第１号）及び実施計画書を機構会長に提出するものとする。

（４）機構会長は、事業実施候補者より提出のあった申請書類を確認し、要件を満たしている場合に限り、応募団体からの申請書類を農林水産省食料産業局長に協議し、その承認を受けるものとする。

　２　事業実施計画の重要な変更

　 　事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

　　　なお、事業実施計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、業 務規程第８の４の規定に基づく助成金変更承認申請書（業務規程別記様式第３号）の提出をもって、これに代えることができる。

　（１）補助事業に要する経費の30％を超える増

　（２）補助事業に要する経費又は助成金の30％を超える減

　（３）業務規程別紙経費の欄のⅦ輸出に取り組む農林漁業者のきめ細かな支援費中の重要　　　 な変更の欄に掲げる変更

第７　事業実施状況の報告

　事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る実績報告書（業務規程別記様式第４号）を作成し、事業の一環として作成した報告書２部を添付の上、機構に提出するものとする。

第８　報告又は指導

　　機構は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行　うことができる。